

日本看護学教育学会誌 投稿規程

1. 投稿者の資格

投稿者は、本学会の正会員に限る。

共著者もすべて正会員であること。但し、編集委員会から依頼した原稿についてはこの限りではない。

2. 著者資格 (Authorship)

著者とは、投稿する論文を執筆するにあたり、知的および実質的貢献をした者で、論文の執筆に実質的に関与し、投稿原稿の最終確認および承認を行った者をいう。

論文における各著者の原稿への貢献を、電子投稿システムの「著者資格」の欄に記載する。各著者の貢献内容については、イニシャル（例：東京教子の場合、K.T）を用いて具体的に記載する。

記載例) A.BおよびC.Dは研究の着想およびデザイン、原稿作成のプロセス全体に貢献；E.F、G.Hは、データ収集と分析および草稿の作成。すべての著者は最終原稿を読み、承認した。上記の著者資格に当てはまらない貢献者は、電子投稿システムの「謝辞」の欄に記載する。謝辞に記載する者の例として、研究内容や統計的分析へのアドバイスをしたもの等が含まれる。

3. 原稿の種類と内容

1) 原稿の種類は、総説、原著、研究報告、実践報告、その他（資料など）である。

2) 原稿の種類は、以下の内容を参考に判断し、著者は原稿にいずれかを選択する。

総説：看護学教育に関する特定のテーマについて、知見を多面的に概観または文献をレビューし、総合的に概説したもの

原著：看護学教育に関連した研究論文のうち、独創性が高く、新しい知見が論理的に示され、看護学研究として意義が明らかであるもの

研究報告：看護学教育に関連した研究論文のうち、内容・論文形式において原著論文に及ばないが、看護学研究としての意義があり、発表の価値が認められるもの

実践報告：看護学教育に関する実践のうち、教育の向上、発展に寄与し、発表の価値が認められるもの

その他（資料など）：看護学教育に貢献する資料などであり、編集委員会が適当と認めたもの

3) 投稿論文の内容は、他の出版物（国の内外を問わず）にすでに発表あるいは投稿されていないものに限る。従って、機関リポジトリ登録など、インターネット上で全文公開されている内容は、すでに発表されたものとみなし、投稿できない。重複投稿は禁止する。

4. 研究倫理の確保

1) 人が対象である研究は、本学会研究倫理基本原則にのっとり、倫理的に適切に配慮され、その具体的内容を本文中に明記する。なお、明記する際には施設や個人が特定されないように留意する。

2) 原則として、投稿者が所属する施設の研究倫理審査委員会の承認を得る。研究倫理審査委員会がない場合には、日本看護学教育学会の研究倫理審査委員会の審査を受ける。研究倫理審査委員会での承認、承認番号を電子投稿システムに入力する。

5. 投稿手続き

1) 論文の投稿は電子投稿システム「ScholarOne ManuscriptsTM」で行う。

2) 電子投稿システムに沿った、必要事項を入力する。

- 3) 著者名、所属機関名、受審した倫理審査委員会名・承認番号、謝辞、著者資格は投稿時にアップロードする本文中には記載せず、電子投稿システム画面上に入力する。自著を引用する場合は、投稿時には該当箇所(本文中の著書名及び文献リスト中の文献全体)を抹消し、掲載決定後に明示する。
- 4) 原稿執筆要領に沿って作成した本文・図表とともに、下記の書類を電子投稿システムにアップロードする。
 - (1) 表紙
 - (2) 投稿論文チェックリスト
 - (3) 利益相反 (COI) 申告書

6. 原稿の受付および採否

- 1) 投稿原稿の受付日は、電子投稿システムに投稿された日とする。ただし本会投稿規程に従っていないものは受け付けないことがある。
- 2) 編集委員会の判定により、原稿の修正および原稿の種類の変更を著者に求めることがある。
- 3) 投稿原稿の採否は査読を経て編集委員会が決定する。
- 4) 論文受理後は、著者名(日本語・英語)、所属機関(日本語・英語)、連絡者情報、倫理委員会名称(承認番号)、謝辞、利益相反、著者資格等を明記した本文と図表のファイル(MS-Word, MS-Excel等)、ならびに自筆署名した著作権譲渡同意書のPDFファイルを電子投稿システムにアップロードする。

7. 著者校正

著者校正を1回行う。但し、校正の際の加筆は原則として認めない。

8. 投稿原稿の種類と文字数

総説	:	18,000 字以内
原著	:	18,000 字以内
研究報告	:	18,000 字以内
実践報告	:	16,000 字以内
その他(資料など)	:	10,000 字以内

図表1枚の刷り上がりの大きさと文字数の換算の目安は、以下のとおりである。

1/4 程度	450 字
1/2 程度	900 字
1 枚相当	1,800 字

投稿原稿の1編は原稿の種類を問わず、図および表を含めて上記の制限内にとどめることを原則とする。

9. 原稿執筆の要領

原稿の執筆要領は別に定める。

10. 著作権

本学会誌に投稿される論文に関する著作権は、本学会に帰属する。帰属の時期は原則として最終原稿が投稿された時点とする。掲載決定後、編集委員会より提示される著作権譲渡同意書に著者全員が

署名したPDFファイルを電子投稿システムにアップロードする。他者の著作権に帰属する資料を引用するときは、著者がその許可申請手続きを行う。

11. 利益相反

著者全員について、投稿時から遡って過去1年以内での、発表内容に関する企業・組織または団体とのCOI状態を「本会の学会誌等で発表を行う著者の利益相反（COI）申告書」に記載して電子投稿システムにアップロードする。

当該研究の遂行や論文作成において、A) 利益相反となるような経済的支援を受けた場合には、その旨を電子投稿システムの利益相反の欄に入力する。B) 利益相反状態が存在しない場合には、「本研究における利益相反は存在しない」と電子投稿システムの利益相反の欄に入力する。

12. 著者が負担すべき費用

- 1) 別刷はすべて実費を著者負担とする。
- 2) その他、図表等、印刷上特別な費用を必要とした場合は著者負担とする。

附 則

本規程は、2014年4月1日から施行する。

本規程は、2014年11月9日から施行する。

本規程は、2016年4月1日から施行する。

本規程は、2018年4月1日から施行する。